



報道資料

広島県安芸郡府中町

提 供 日	令和4年8月31日
問い合わせ	町民生活部下水道課 (担当者 下水道課長 原田) 電話 082-286-3190

下水道使用料の徴収漏れについて

1 概要

当町の公共下水道を使用する方から徴収する下水道使用料について、下水道に接続しているにもかかわらず下水道使用料を徴収していない、いわゆる徴収漏れがあることが判明しました。このような事案が発生しましたことに、深くお詫び申し上げますとともに、事案の状況や対応等については、次のとおりです。

2 徴収漏れの件数・金額

このたびの調査で判明した下水道使用料の徴収漏れは43件、総額1,594万円です。そのうち、時効のため徴収できない金額※は1,203万円、時効になっていない金額は391万円です。

※ 地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）の規定により、5年間で徴収する権利が消滅します。

3 経緯

当町では町内の公共下水道の整備が概ね完了しつつあることから、既に下水道の供用を開始した地区において、下水道へ未接続の方への接続勧奨を行っています。この接続勧奨を行う過程において、下水道使用者の一覧表上は未接続となっているにもかかわらず、実際には下水道を使用している事例が確認されました。これを受けて町内全域を調査したところ、43件の徴収漏れが判明しました。

4 徴収漏れが発生した原因

下水道の使用及び下水道使用料の徴収開始手続きを行う当町と、下水道使用料徴収の委託先である広島市水道局との間で連携が不十分であり、かつ、当町において網羅的かつ定期的なチェックが実施できていなかったこと等によるものです。

5 今後の対応

徴収漏れであることが判明した下水道使用者の方に対しては、個別にお詫びを申し上げるとともに、時効になっていない過去5年以内の下水道使用料（391万円）のお支払いをお願いしてまいります。

6 再発防止策

- ・新規で登録される水道栓に下水道使用料が正しく賦課されているかを確認するため、新規で登録される水道栓の一覧を水道局から受け取り、確認を行います。
- ・当町から水道局へ使用開始の手続きを依頼したものについて正しく登録されているか、水道局の作成する下水道使用者の一覧表により定期的にチェックを行います。
- ・下水道接続確認調査を継続的に実施していきます。